

第104号議案

令和6年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度大村市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大村市農業集落排水事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村市上下水道局料金徴収等業務委託 （その2）	令和7年度から 令和10年度まで	424千円

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

附 属 書 類

目 次

1 債務負担行為に関する調書…………… 4 頁

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	自己資金
大村市上下水道局料金徴収 等業務委託（その2）	千円 424		千円 -		千円 424	千円 424